

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月16日

【発行者名】 三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ
(Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター 皆川 宏

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り
287 - 289番
(287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野 春芽
同 十枝 美紀子
同 水谷 共宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
コクサイ - MUGCトラスト -
dbX - ウィントン・パフォーマンス連動オープン
(Kokusai - MUGC Trust -
Performance of dbX-Winton Linked Open)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
() 当初申込期間
(平成23年8月22日から平成23年10月3日まで)
円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：
1,000億円
円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：
1,000億円
米ドル建クラス 成長型受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル(約779億円)
米ドル建クラス 分配型受益証券：
10億アメリカ合衆国ドル(約779億円)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：
10億オーストラリア・ドル(約857億円)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：
10億オーストラリア・ドル(約857億円)

() 継続申込期間

(平成23年10月14日から平成25年4月30日まで)

円建 円ヘッジクラス 成長型受益証券：

5,000億円を上限とする。

円建 円ヘッジクラス 分配型受益証券：

5,000億円を上限とする。

米ドル建クラス 成長型受益証券：

50億アメリカ合衆国ドル(約3,893億円)を上限とする。

米ドル建クラス 分配型受益証券：

50億アメリカ合衆国ドル(約3,893億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 成長型受益証券：

50億オーストラリア・ドル(約4,283億円)を上限とする。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス 分配型受益証券：

50億オーストラリア・ドル(約4,283億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア

・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、平成23年7月

29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値

(1米ドル=77.85円および1豪ドル=85.65円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成23年8月5日に提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

[次へ](#)

第一部 証券情報

（４）発行（売出）価格

<訂正前>

（前略）

（ ）継続申込期間（平成23年10月14日から平成25年4月30日まで）

取得申込みが受け付けられた申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格

（後略）

<訂正後>

（前略）

（ ）継続申込期間（平成23年10月14日から平成25年4月30日まで）

取得申込みが受諾された申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格

（後略）

（７）申込期間

<訂正前>

（前略）

（ ）継続申込期間

平成23年10月14日（金曜日）から平成25年4月30日（火曜日）まで

ただし、申込締切日で、かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注1）日本における販売会社が定める申込締切時間（当初申込期間については平成23年10月3日（月曜日）の午後4時（日本時間）、継続申込期間については原則として各申込締切日の午後3時（日本時間）までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注2）継続申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

<訂正後>

（前略）

（ ）継続申込期間

平成23年10月14日（金曜日）から平成25年4月30日（火曜日）まで

ただし、申込締切日で、かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。

（注1）日本における販売会社が定める申込締切時間（当初申込期間については平成23年10月3日（月曜日）の午後4時（日本時間）、継続申込期間については原則として各申込締切日の午後3時（日本時間）までに受領されたものを当日の申込みとする。詳細は、日本における販売会社または販売取扱会社に照会すること。

（注2）継続申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。なお、受益証券の取得申込みは、平成33年9月10日まで受け付ける予定である（ただし、変更されることがある。）。

[次へ](#)

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

サブ・ファンドの特徴

サブ・ファンドは、本債券への投資を通じて、ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドが投資助言会社を務める投資先ファンドのパフォーマンスに参加する投資機会を投資者に提供することを目指す。

・ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、225億米ドル超（平成23年6月現在）の運用資産を有する世界有数のコモディティ・トレーディング・アドバイザー（CTA）の一つである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

サブ・ファンドの特色

サブ・ファンドは、本債券への投資を通じて、ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドが投資助言会社を務める投資先ファンドのパフォーマンスに参加する投資機会を投資者に提供することを目指す。

・ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、225億米ドル超（平成23年6月末日現在）の運用資産を有する世界有数のコモディティ・トレーディング・アドバイザー（CTA）の一つである。

(後略)

(4) 分配方針

<訂正前>

(前略)

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課またはその他の税金、手数料もしくはその他のあらゆる性質の賦課について、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

<訂正後>

(前略)

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課またはその他の税金、手数料もしくはその他のあらゆる性質の賦課について、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

(注)前記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

3 投資リスク

<訂正前>

(1) リスク要因

（中略）

サブ・ファンドの主なリスク要因

（中略）

価格変動リスク

サブ・ファンドは、ヘッジ・ファンドである投資先ファンドへのエクスポージャーを有する参照指数に連動する本債券にその資産を投資する。また、投資先ファンドは、株式、債券、コモディティおよび通貨等を原資産とする先物、オプションおよび/または先渡し取引を行うため、株式、債券、コモディティおよび通貨等の価格の変動により、本債券の価格が上昇または下落することがある。この結果、サブ・ファンドの受益証券の価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。また、投資先ファンドは、先物、オプションおよび先渡し取引等の金融派生商品に投資するため、投資先ファンドの価格の値動きは、伝統的な株式市場や債券市場の値動きから乖離することがあり、投資先ファンドの価格は、大きく値下がりすることがある。このような場合、投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、投資元本を割り込むことがある。

（中略）

投資先ファンドに関連するリスク

変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に係りして重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらす可能性がある。

取引相手方および保管リスク

（中略）

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および/または財産管理に関連して多くのヘッジ・ファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管/仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジ・ファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

資金調達の取決め/信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジ・ファンドが、ポジションの清算を強いられた。投資先ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができるとの保証はない。

（後略）

< 訂正後 >

(1) リスク要因

(中略)

サブ・ファンドの主なリスク要因

(中略)

価格変動リスク

サブ・ファンドは、ヘッジファンドである投資先ファンドへのエクスポージャーを有する参照指数に連動する本債券にその資産を投資する。また、投資先ファンドは、株式、債券、コモディティおよび通貨等を原資産とする先物、オプションおよび/または先渡し取引を行うため、株式、債券、コモディティおよび通貨等の価格の変動により、本債券の価格が上昇または下落することがある。その結果、サブ・ファンドの受益証券の価格も変動し、投資元本を割り込むことがある。また、投資先ファンドは、先物、オプションおよび先渡し取引等の金融派生商品に投資するため、投資先ファンドの価格の値動きは、伝統的な株式市場や債券市場の値動きから乖離することがあり、投資先ファンドの価格は、大きく値下がりすることがある。このような場合、投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格が下落し、投資元本を割り込むことがある。

(中略)

投資先ファンドに関連するリスク

変動の激しい市場

デリバティブ市場においては、一部の市場参加者の破産または政府による救済措置に関係して重大な混乱が生じたことがあり、また様々な政府介入に関する不確実性が存在する。かかる混乱および不確実性は、特に支払の遅滞または完全な不払い時の債務不履行に起因して、取引が期限前に終了された場合に、重大な損失をもたらすことがある。

取引相手方および保管リスク

(中略)

リーマン・ブラザーズ・ホールディングスおよびその関連会社の破産および/または財産管理に関連して多くのヘッジファンドが被った近年の明らかに重大な損失は、デリバティブ取引および保管/仲介の取決めの両方に付随するリスクを例示するものである。多くのリーマン・ブラザーズの顧客は、その口座を凍結されており、これらの資金またはポジションへのアクセス不能は、損失を発生させ、かかるヘッジファンドによる特別の行為（純資産価額に係る償還の停止または当該資産のサイド・ポケットの宣言など）を引き起こしている。

資金調達の見込み/信用の利用可能性

近年の信用恐慌の間、銀行およびディーラーは、融資を大幅に縮小して担保要件を増加し、これにより多くのヘッジファンドが、ポジションの清算を強いられた。投資先ファンドが、その投資プログラムを追求しその目的を達成するために十分な資金調達を得ることができるとの保証はない。

(後略)

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

投資先ファンドに適用される報酬等

<訂正前>

(前略)

() db X 投資助言報酬

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、投資先ファンドの純資産価額の年率1%の報酬を受領する。ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドはまた、各暦四半期の間の投資先ファンドの純資産価額のハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20%に相当する成功報酬も受領する。

<訂正後>

(前略)

() db X 投資助言報酬

ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドは、投資先ファンドの純資産価額の年率1%の報酬を受領する。ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッドはまた、各暦四半期の間の投資先ファンドの受益証券1口当たり純資産価格のハイ・ウォーター・マークを上回るプラスのパフォーマンスの20%に相当する成功報酬も受領する。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(2) 日本における販売

< 訂正前 >

（前略）

当初申込期間における発行価格は、円建受益証券につき、1口当たり10,000円、米ドル建受益証券につき、1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券につき、1口当たり100豪ドルである。

継続申込期間における発行価格は、取得申込みが受け付けられた申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

（中略）

日本の投資者は、当初申込期間中の取得申込みについては、平成23年10月3日の午後4時（日本時間）まで、継続申込期間中の取得申込みについては、原則として、各申込締切日の午後3時（日本時間）まで受益証券の取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各申込締切日に、管理事務代行会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、日本の投資者によりなされた取得申込みを、原則として、申込締切日の指定時刻までに管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

（中略）

継続申込期間中の申込手続の流れ



< 訂正後 >

（前略）

当初申込期間における発行価格は、円建受益証券につき、1口当たり10,000円、米ドル建受益証券につき、1口当たり100米ドル、豪ドル建受益証券につき、1口当たり100豪ドルである。

継続申込期間における発行価格は、取得申込みが受諾された申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

（中略）

日本の投資者は、当初申込期間中の取得申込みについては、平成23年10月3日の午後4時（日本時間）まで、継続申込期間中の取得申込みについては、原則として、各申込締切日の午後3時（日本時間）まで受益証券の取得の申込みをすることができる。

（注）受益証券の取得申込みは、平成33年9月10日まで受け付ける予定である（ただし、変更されることがある。）。

受益証券は、各申込締切日に、管理事務代行会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、日本の投資者によりなされた取得申込みを、原則として、申込締切日の指定時刻までに管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

（中略）

継続申込期間中の申込手続の流れ



2 買戻し手続等

(2) 日本における買戻し

< 訂正前 >

日本における投資者は、平成23年10月5日以降の申込締切日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として各申込締切日の午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受諾された申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

（中略）

買戻手続の流れ



< 訂正後 >

日本における投資者は、平成23年10月5日以降の申込締切日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻し請求の受付時間は、原則として各申込締切日の午後3時（日本時間）までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

（注）受益証券の買戻し請求は、平成33年9月10日まで受け付ける予定である（ただし、変更されることがある。）。

買戻価格は、管理事務代行会社により買戻請求が受諾された申込締切日に関する取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

（中略）

買戻手続の流れ



3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算の停止

<訂正前>

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはいずれかのクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

(後略)

<訂正後>

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはいずれかのクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しならびに/もしくは買戻代金の支払は、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

(後略)